



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *25 火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則 (危機管理・消防課)..... 1
- *26 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 4
- *27 食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 5
- *28 和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則 (商工観光労働総務課)..... 7
- *29 建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 8

○ 教育委員会規則

- *7 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 9

○ 告示

- 248 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 9
- 249 " (")..... 10
- 250 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿社会課)..... 10
- 251 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (")..... 11
- 252 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課)..... 11
- 253 " (")..... 11
- 254 指定自立支援医療機関の指定 (")..... 11
- 255 " (")..... 11
- 256 特定病院の認定 (")..... 12
- 257 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 12
- 258 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 12
- 259 基本測量の実施 (技術調査課)..... 13
- 260 公共測量の終了 (")..... 13
- 261 道路の区域変更 (道路保全課)..... 13
- 262 道路の供用開始 (")..... 14
- 263 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 14

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課)..... 14

○ 監査公表

- 監査公表第1号 17
- 監査公表第2号 23

規 則

和歌山県規則第25号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則(昭和36年和歌山県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第1号様式(第2条関係) 火薬庫外貯蔵指示申請書</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 2 略</p>	<p>別記第1号様式(第2条関係) 火薬庫外貯蔵指示申請書</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 2 略</p>
<p>別記第2号様式(第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(日本産業規格 A5)</p>	<p>別記第2号様式(第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(日本工業規格 A5)</p>
<p>別記第3号様式(第7条関係) 火薬類消費許可証再交付申請書</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 2 略</p>	<p>別記第3号様式(第7条関係) 火薬類消費許可証再交付申請書</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 2 略</p>
<p>別記第4号様式(第9条関係) 事 故 報 告</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 2 略</p>	<p>別記第4号様式(第9条関係) 事 故 報 告</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 2 略</p>
<p>別記第5号様式(第10条関係) 火薬類製造営業廃止届</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 2 略</p>	<p>別記第5号様式(第10条関係) 火薬類製造営業廃止届</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 2 略</p>
<p>別記第6号様式(第10条関係) 火薬類販売営業廃止届</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 2 略</p>	<p>別記第6号様式(第10条関係) 火薬類販売営業廃止届</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 2 略</p>
<p>別記第7号様式(第10条関係) 火 薬 庫 廃 止 届</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 2 略</p>	<p>別記第7号様式(第10条関係) 火 薬 庫 廃 止 届</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 2 略</p>
<p>別記第8号様式(第10条関係) 火薬類保安責任者等選(解)任届</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 2 略</p>	<p>別記第8号様式(第10条関係) 火薬類保安責任者等選(解)任届</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 2 略</p>
<p>別記第10号様式(第10条関係) 火薬類製造報告(年度)</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A4</u>とする。 2 略</p>	<p>別記第10号様式(第10条関係) 火薬類製造報告(年度)</p> <p>略</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A4</u>とする。 2 略</p>

別記第11号様式(第10条関係)
火薬類販売報告(年度)

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第12号様式(第10条関係)
火薬庫出納報告(年度)

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第13号様式(第10条関係)
火薬類消費報告(年度)

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第15号様式(第10条関係)
火薬類所有権移転届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第16号様式(第10条関係)
火薬類製造営業許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第17号様式(第10条関係)
火薬類販売営業許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第18号様式(第10条関係)
火薬庫最大貯蔵量等変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第19号様式(第10条関係)
火薬庫設置等許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第20号様式(第10条関係)
火薬類輸入許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第21号様式(第10条関係)
火薬類消費許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第11号様式(第10条関係)
火薬類販売報告(年度)

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第12号様式(第10条関係)
火薬庫出納報告(年度)

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第13号様式(第10条関係)
火薬類消費報告(年度)

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第15号様式(第10条関係)
火薬類所有権移転届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第16号様式(第10条関係)
火薬類製造営業許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第17号様式(第10条関係)
火薬類販売営業許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第18号様式(第10条関係)
火薬庫最大貯蔵量等変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第19号様式(第10条関係)
火薬庫設置等許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第20号様式(第10条関係)
火薬類輸入許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第21号様式(第10条関係)
火薬類消費許可変更届

- 略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

別記第22号様式（第10条関係）
火薬類廃棄許可変更届

略
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格
A4とする。
2 略

別記第22号様式（第10条関係）
火薬類廃棄許可変更届

略
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格
A4とする。
2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第26号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年和歌山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第1号様式（第2条関係） 特定建築物届出書</p> <p>略 備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第2号様式（第2条関係） 特定建築物の概要</p> <p>略</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第3号様式（第2条関係） 特定建築物の構造設備の概要</p> <p>略</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第4号様式（第3条関係） 特定建築物変更届出書</p> <p>略 備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第5号様式（第4条関係） 登録申請書</p> <p>略 備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第6号様式（第4条、第8条関係） 設備・機械器具概要</p> <p>略 備考 この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A4とする。</p>	<p>別記第1号様式（第2条関係） 特定建築物届出書</p> <p>略 備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第2号様式（第2条関係） 特定建築物の概要</p> <p>略</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第3号様式（第2条関係） 特定建築物の構造設備の概要</p> <p>略</p> <p>備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第4号様式（第3条関係） 特定建築物変更届出書</p> <p>略 備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第5号様式（第4条関係） 登録申請書</p> <p>略 備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p> <p>別記第6号様式（第4条、第8条関係） 設備・機械器具概要</p> <p>略 備考 この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A4とする。</p>

別記第7号様式(第4条、第8条関係)
監督者等の氏名

略
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
(注1)～(注3) 略

別記第8号様式(第4条関係)
従事者等の研修実施状況(計画)(自
年月日至年月日)

略
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第9号様式(第4条関係)
作業実施方法

略
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第10号様式(第4条関係)
作業実施方法等

略
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第11号様式(第5条関係)
変更届出書

略
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第12号様式(第6条関係)
事業廃止届出書

略
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第13号様式(第7条関係)
事業休業(再開)届出書

略
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第14号様式(第8条関係)
実績報告書

略
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第7号様式(第4条、第8条関係)
監督者等の氏名

略
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
(注1)～(注3) 略

別記第8号様式(第4条関係)
従事者等の研修実施状況(計画)(自
年月日至年月日)

略
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第9号様式(第4条関係)
作業実施方法

略
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第10号様式(第4条関係)
作業実施方法等

略
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第11号様式(第5条関係)
変更届出書

略
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第12号様式(第6条関係)
事業廃止届出書

略
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第13号様式(第7条関係)
事業休業(再開)届出書

略
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第14号様式(第8条関係)
実績報告書

略
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第27号

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

食品衛生法施行条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法施行条例施行規則(平成12年和歌山県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
<p>別記第 1 号様式 (第 3 条関係) 食品営業許可申請書 (新規・継続)</p> <p>略 注 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。 2 略 略</p>	<p>別記第 1 号様式 (第 3 条関係) 食品営業許可申請書 (新規・継続)</p> <p>略 注 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とする。 2 略 略</p>
<p>別記第 2 号様式 (第 4 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。</p>	<p>別記第 2 号様式 (第 4 条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とする。</p>
<p>別記第 3 号様式 (第 5 条関係) 食品営業許可証再交付申請書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>	<p>別記第 3 号様式 (第 5 条関係) 食品営業許可証再交付申請書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>
<p>別記第 4 号様式 (第 6 条関係) 食品営業許可証返納届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>	<p>別記第 4 号様式 (第 6 条関係) 食品営業許可証返納届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>
<p>別記第 5 号様式 (第 7 条関係) 食品営業許可承継 (相続) 届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>	<p>別記第 5 号様式 (第 7 条関係) 食品営業許可承継 (相続) 届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>
<p>別記第 6 号様式 (第 8 条関係) 食品営業許可承継 (合併) 届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>	<p>別記第 6 号様式 (第 8 条関係) 食品営業許可承継 (合併) 届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>
<p>別記第 6 号様式の 2 (第 8 条関係) 食品営業許可承継 (分割) 届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>	<p>別記第 6 号様式の 2 (第 8 条関係) 食品営業許可承継 (分割) 届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とする。 略</p>
<p>別記第 7 号様式 (第 9 条関係) 食品営業許可申請事項変更届出書</p> <p>略 注 1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 2～5 略</p>	<p>別記第 7 号様式 (第 9 条関係) 食品営業許可申請事項変更届出書</p> <p>略 注 1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 2～5 略</p>
<p>別記第 8 号様式 (第 10 条関係) 食品営業許可廃止届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。</p>	<p>別記第 8 号様式 (第 10 条関係) 食品営業許可廃止届出書</p> <p>略 注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とする。</p>

略

別記第9号様式（第10条関係）
食品営業休業（再開）届出書

略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

略

別記第10号様式（第11条関係）
検査命令書

略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

略

別記第11号様式（第12条関係）
検査申請書

略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

略

別記第12号様式（第13条関係）
食品衛生管理者設置（変更）届出書

略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

略

別記第13号様式（第14条関係）
食品衛生責任者設置（変更）届出書
（自家製ソーセイ[®]食品衛生責任者設置（変更）届出書）

略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

略

略

別記第9号様式（第10条関係）
食品営業休業（再開）届出書

略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

略

別記第10号様式（第11条関係）
検査命令書

略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

略

別記第11号様式（第12条関係）
検査申請書

略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

略

別記第12号様式（第13条関係）
食品衛生管理者設置（変更）届出書

略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

略

別記第13号様式（第14条関係）
食品衛生責任者設置（変更）届出書
（自家製ソーセイ[®]食品衛生責任者設置（変更）届出書）

略

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第28号

和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立わかやま館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立わかやま館管理規則（平成9年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とすること。</p>	<p>別記第1号様式（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>注 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p>

別記第3号様式（第8条関係）

略

注 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第4号様式（第10条関係）

略

注 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記第5号様式（第11条関係）

略

注 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第3号様式（第8条関係）

略

注 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第4号様式（第10条関係）

略

注 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第5号様式（第11条関係）

略

注 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第29号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和26年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記第1号様式（第3条関係） 二級建築士免許申請書 略 (日本産業規格A列4番)	別記第1号様式（第3条関係） 二級建築士免許申請書 略 (日本工業規格A列4番)
別記第3号様式（第6条関係） 略 (日本産業規格A列4番)	別記第3号様式（第6条関係） 略 (日本工業規格A列4番)
別記第3号様式の2（第6条の2関係） 略 (日本産業規格A列4番)	別記第3号様式の2（第6条の2関係） 略 (日本工業規格A列4番)
別記第4号様式（第7条関係） 略 (日本産業規格A列4番)	別記第4号様式（第7条関係） 略 (日本工業規格A列4番)
別記第5号様式の2（第8条関係）	別記第5号様式の2（第8条関係）

略

(日本産業規格A列4番)

別記第5号様式の3(第8条関係)

略

(日本産業規格A列4番)

別記第9号様式(第39条関係)

略

(日本産業規格A列4番)

別記第10号様式(第45条関係)

略

(日本産業規格A列4番)

略

(日本工業規格A列4番)

別記第5号様式の3(第8条関係)

略

(日本工業規格A列4番)

別記第9号様式(第39条関係)

略

(日本工業規格A列4番)

別記第10号様式(第45条関係)

略

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第7号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月12日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成27年和歌山県教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育長に対する事務の委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務及び次条第1項各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(4) 略 (5) 県立学校において使用する教科用図書の採択に関すること。 (6)～(16) 略 2 略</p>	<p>(教育長に対する事務の委任) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務及び次条第1項各号に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(4) 略 (5) 県立中学校において使用する教科用図書の採択に関すること。 (6)～(16) 略 2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第248号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年7月29日まで縦覧に供する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年6月27日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県自閉症協会

3 代表者の氏名

大久保尚洋

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市新通四丁目32番地の1 スカイビューけやき205号

5 定款に記載された目的

この法人は、自閉症児・者に対する支援を行うと共に、自閉症に関する社会一般への啓発を図り、もって自閉症児・者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第249号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和元年8月1日まで縦覧に供する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

令和元年7月1日

2 名称

特定非営利活動法人岩出サンワーク

3 代表者の氏名

尾和弘一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市東坂本62番5

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者を抱える家族に対して、必要な相談業務を行うとともに、精神保健福祉の前進を目指して普及啓発を図り、精神障害者の社会復帰を促進及び、精神障害者の自立に関わる事業を行い、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30124103 65	すさみ町	国保すさみ病院	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2380	短期入所療養介護	令和元. 7. 31

和歌山県告示第251号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
30124103 65	すさみ町	国保すさみ病院	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2380	介護療養型医療施設	令和 元. 7. 31

和歌山県告示第252号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
松田芳和	脳神経外科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	令和 元. 6. 30

和歌山県告示第253号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
澁川貴規	心臓血管外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和 元. 6. 30

和歌山県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指定年月日
イケナガ薬局	有田郡有田川町徳田215-1	—	池永素子	令和 元. 7. 1

和歌山県告示第255号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社アイドル	新宮市新宮3651-1	訪問看護	リビング訪問看護ステーシ ョン	令和 元. 7. 1

和歌山県告示第256号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	認定期間
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31	令和元. 7. 1～令和4. 6. 30

和歌山県告示第257号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第258号

令和元年和歌山県告示第142号（以下「告示第142号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 西友一郎
 - 田原登

林亀千代
佐々木隆太郎

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第142号のとおり

和歌山県告示第259号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 令和元年8月27日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市並びに西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、古座川町、北山村及び串本町

和歌山県告示第260号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町一円

和歌山県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡みなべ町清川字向宇路住 120番6地先から同町清川字向宇 路住112番6地先まで	旧	7.50 } 24.50	275.00	1号仮設橋 L=34.00 2号仮設橋 L=46.04
同上	旧	6.60 } 37.00	137.00	
同上	新	6.60 } 37.00	137.00	

和歌山県告示第262号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市中万呂字古戸177番5地先から同市中万呂字古戸173番4地先まで

供用開始の期日 令和元年7月12日

和歌山県告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

有田市

2 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画下水道事業 有田市雨水公共下水道

3 事業施行期間

自 平成31年1月11日

至 令和8年3月31日

4 事業地**(1) 収用の部分**

なし

(2) 使用の部分

なし

公 告**入 札 公 告**

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年7月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項**(1) 調達年度及び調達案件番号**

令和元年度 調達案件番号20190047431号

(2) 調達案件名

空港用化学消防車

(3) 調達物品の名称及び数量

空港用化学消防車 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和3年3月19日（金）

(6) 納入場所

（株）南紀白浜エアポート（和歌山県西牟婁郡白浜町才野1622番地の125）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「消防・防災用品」又は「自動車」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和元年7月12日（金）から同年8月16日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和元年8月23日（金）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年8月22日（木）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入

札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和元年8月22日（木）午前9時から同月23日（金）午後1時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
要
- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Aircraft Rescue and Fire Fighting Vehicle : 1 set
- (2) Time limit for tender :
1:30 p.m. 23 August 2019 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 22 August 2019)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2294
FAX 073-441-2288

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年7月12日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 堀 龍 雄
和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

令和元年5月7日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

違法不当な支出の予定に対する支出返還請求

ア 和歌山県議会議員奥村規子（以下「奥村議員」という。）が平成29年5月9日及び同月24日に書籍代として支出した3,888円は違法であるとの決定を求める。

イ 奥村議員が平成29年5月9日に駐車場代として支出した300円は違法であるとの決定を求める。

(2) 請求の経緯

ア 請求人は、平成30年12月5日、和歌山県議会事務局において、平成29年度の政務活動費に関する領収書の閲覧を行った。

イ 奥村議員作成の領収書には、メガソーラー計画地における動植物・鳥類の調査として中江病院駐車場（甲1-1～2）、「小学館の図書NEO鳥恐竜の子孫たちDVDつき」（甲2-1～2）及び「おもしろサイエンス地層の科学」（甲3-1～2）等とする支出が認められた。

ウ 請求人は、「政務活動費」に関する不自然な支出であることを不審に思い、上記の駐車場1件と書籍2件につき確認をした。

エ まず、中江病院駐車場には、「関係者以外の使用は固くお断りします。」との表示がある（甲1-2）。当然に通院患者等関係者のための駐車場であるから、「鳥類の調査」等の費用として支出することは、「政務活動」云々以前に社会的倫理的にも不適切である。

オ しかも、同駐車場について、本人（若しくは関係人）が通院のために使用したかどうかの疎明資料もなく、和歌山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号。以下「条例」という。）第13条（透明性の確保）からは程遠い内容である。

カ したがって、中江病院駐車場代は、政務活動費とは認められない。

キ 次に、書籍「小学館の図書NEO鳥恐竜の子孫たちDVDつき」であるが、特に専門書というわけでもなく、殊更に「小学生向き」を購入しなければならない合理的根拠が見当たらない（甲2-2）。

ク しかも、奥村議員の一般質問等には、「鳥類」とメガソーラー発電計画との関連性についての言及が見られないどころか、鳥類に関する調査報告自体、上記書籍に関する言及も全く見られなかった。

ケ したがって、上記書籍「小学館の図書NEO鳥恐竜の子孫たちDVDつき」は奥村議員が私的に購入したに過ぎないと言わざるを得ず、それを「政務活動費」で賄うのは、明らかに違法不当である。

コ さらに、書籍「おもしろサイエンス地層の科学」についても、特に専門書というわけではなく、殊更に「小学生向き」を購入しなければならない合理的根拠が見当たらない（甲2-2）。

サ しかも、奥村議員の一般質問等には「地層」とメガソーラー発電計画の関連性についての言及が見られないどころか、メガソーラー計画地における「地層の科学」とやらに関する調査報告自体、上記書籍に関する言及すら全く見られなかった。

シ したがって、上記書籍「おもしろサイエンス地層の科学」は、奥村議員が私的に購入したに過ぎないと言わざるを得ず、それを「政務活動費」で賄うのは、明らかに違法不当である。

(3) 求める措置

監査委員は、管理者に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

奥村議員が平成29年5月9日と同月24日に政務活動費名目で中江病院駐車場及びメガソーラー計画地における動植物・鳥類の調査の書籍2冊購入代金として支出した4,188円を返還せよ。

以上のとおり、法第242条第1項に基づき、監査委員に対し、本請求をする次第である。

(4) 意見陳述の機会

ア 監査請求に当たり、請求人は、追加証拠を提出予定でもあるため、意見陳述の機会を強く求める。

イ 万一、意見陳述の機会が得られない場合には、その理由と決定権者を明らかにすると共に、追加証拠を含む新証拠の提出機会を必ず設けることを求めるものである。

(5) 「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」等

ア 「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」等に則り、本件「関係職員等」と奥村

議員の立会いを求める。

イ また、関係職員等と監査委員らの陳述には、請求人の立会いを求めると共に、その陳述に対する意見を述べる機会を強く求める。

ウ 奥村議員には、本件書籍の現在の存否、それらの利用方法、政務活動参考資料としての利用頻度等の釈明を求める。

エ 万一、請求人の立会い及び意見を述べる機会が得られない場合には、その理由と決定権者を明らかにすると共に、追加証拠を含む新証拠の提出機会を必ず設けることを求めるものである。

(6) 添付資料

ア 甲1-1 政務活動費領収書等貼付用紙（駐車場）

イ 甲1-2 中江病院駐車場写真

ウ 甲2-1 政務活動費領収書等貼付用紙（「鳥・恐竜の子孫たち」）

エ 甲2-2 「小学館の図書NEO鳥恐竜の子孫たちDVDつき」

オ 甲3-1 政務活動費領収書等貼付用紙（「地層の科学」）

カ 甲3-2 「おもしろサイエンス地層の科学」

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和元年5月15日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費に関する返還請求を行っていないことが、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、令和元年6月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第7項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、「住民監査請求書」に記載した請求の理由に加えて、次の理由を追加する陳述があった。

鳥類とメガソーラーには関係性が無い。専門書ではなく、子どもに与えた疑いがある。メガソーラーは、パネルを乗せるだけで地層は関係が無い。林地開発許可などの事前手続で、地滑り等災害の発生可能性があるなら開発できないはずであるから、地層は関係が無い。

駐車場は、この場所しか無かったのか。病院に行ったものではないのかという疑問が拭えない。

4 議会事務局による陳述

法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局に対し、令和元年6月14日に陳述の機会を設け、同条同項の規定に基づき、請求人の立会いを認めた。

議会事務局からは、本件請求に対する意見として以下のような陳述があった。

まず、奥村議員の駐車料金についてであるが、駐車料金の領収書を貼付している用紙には、「メガソーラー計画地の鳥類調査について」と記載されている。和歌山市の和泉山系の六十谷地区や善明寺地区などにはメガソーラー発電事業の計画があることから、計画地区周辺の住民との協議や住民からの情報収集等のために駐車場を使用することは、政務活動と合理的関連性を有すると認められる。奥村議員が使用した駐車場は、民間病院の駐車場であり、本来の使用目的とは異なるが、政務活動費の充当が認められないほどの問題はないと考える。病院への通院のために使用したものであるかの疎明資料については、条例や、「政務活動費の手引き」（以下「手引」という。）において、添付が必要な書類とはなっていないことから、その添付が無いことをもって不適切であるとは考えていない。本

請求を受け、奥村議員に確認したところ、駐車場付近に居住する人物と、メガソーラー発電計画区域内の鳥類に関する協議を行うために当該駐車場を利用したとのことであった。

次に、鳥類及び地層に関する書籍の購入についてであるが、書籍購入費の領収書を貼付している用紙には、「メガソーラー発電計画地における動植物の調査」との記載がある。県議会議員の政務活動費は広範囲に及ぶものであり、議会における一般質問等で、当該書籍を利用したことが明確に認められないことや、専門書でないことをもって、当該書籍購入費用に政務活動費を充当することが不適切とは考えていない。

書籍を活用して、例えばメガソーラー発電事業の計画地域内における鳥類等の動植物や、樹木伐採による地滑り等と地層の関係の知識を得ることは、政務活動と合理的関連性を有すると認められることから、当該書籍購入費に政務活動費を充当することに問題はないと考える。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求は、請求人の主張に理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から、次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

政務活動費は、平成24年の法改正により、議員活動の活性化を図ることを目的として、従来の「政務調査費」の対象経費の範囲などが見直され、その名称も改められて制度化されたもので、法第100条第14項から第16項までは、以下のとおり定めている。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない（法第100条第14項）。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条第15項）。

議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする（同条第16項）。

本県においても、この法改正を受け、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号）」を条例に、「和歌山県政務調査費の交付に関する規程」を「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）に改正し、平成25年4月から新たに政務活動費として交付している。

条例及び規程は、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関する必要な事項を定めている。

議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費とし、このうち「調査研究費」の内容は「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」であり、「資料購入費」の内容は「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費」である（条例別表第2）。

議員は、政務活動費の支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写しを添付して毎年4月30日までに収支報告書を議長に提出しなければならない（条例第11条第1項及び第4項）。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第4条）。

知事は、議員が交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずること

ができる（条例第10条第4項）。

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成するとともに、証拠書類等を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（規程第6条）。

(2) 本件経費に関する運用基準

本県の政務活動費制度においては、条例及び規程のほか、全国都道府県議会議長会事務局作成の「政務活動費の運用に係る考え方」を参考に作成された手引を運用基準としている。

手引では、各経費の範囲について「対象となる経費の例示」、「留意事項」等を定めており、調査研究費の対象となる経費として「県内・県外・海外調査費及び視察経費」を例示し、交通費（自動車利用）の留意事項として「有料道路料金、駐車料金、レンタカー代に充当可」と定めている。

また、資料購入費の対象となる経費として「①政務活動に必要な資料、ビデオ、CD、DVD等購入費・②議会審議に必要な資料購入費（書籍等購入費、新聞・雑誌購読料、有料データベース利用料等）」と定めている。

(3) 議会事務局における本件政務活動費の確認

本件監査において、平成29年度政務活動費に関する当時の議会事務局の確認状況について聴取したところ、同事務局からは次の説明を受けた。

条例の規定に基づき交付した本件政務活動費について、4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出され、議会事務局は当該収支報告書に記載された金額と添付された領収書の突合等によりその内容を確認し、内容が明確でないものについては、各議員に再度確認していた。議長はこの収支報告書の写しを知事に送付し、知事は収支報告書を精査した上で額の確定を行っていた。

また、本件政務活動費の支出について、議会事務局は次のとおり確認していた。

駐車場料金については、調査研究費の交通費として計上されたものであり、調査内容も記載されていることから、提出された収支報告書確認時に疑義のある経費とは判断しなかった。しかし、本件住民監査請求後に議会事務局は奥村議員に当該駐車場を利用した理由について改めて確認した結果、メガソーラー計画地周辺の鳥類について調査をしたり写真を撮影している方が当該駐車場付近に居住しており、その方からメガソーラー計画地周辺の鳥類について話を聞くために自宅を訪問した際に利用したものであるとの説明を得ている。

書籍購入費については、資料購入費として計上されたものであり、領収書等貼付用紙の余白に記載された書籍名を確認したが、議員が行う活動のために購入したものであるとして特に疑義のあるものではないと判断した。

第5 監査委員の判断

本件請求において、請求人は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」の理由として特に次の点を主張している。

まず、調査研究費として支出された駐車場料金について、当該駐車場は病院に付設する駐車場であり、通院患者等が利用するための駐車場であることから社会的倫理的に政務活動費を支出することは不適切である。また、奥村議員自身が通院のために利用したものではないという疎明資料も添付されていないことから、当該駐車場を通院のために利用したという疑いも拭えない。よって、政務活動費の支出は不適切である。

次に、資料購入費として支出された書籍購入費について、書籍「小学館の図書NEO鳥恐竜の子孫たちDVDつき」は、小学生向きで専門書ではなく、県議会の一般質問においても鳥類とメガソーラー発電計画との関連性についての言及がない。書籍「おもしろサイエンス地層の科学」についても、専門書ではなく、県議会の一般質問等においても地層とメガソーラー発電に関する言及が見られないことから、これらの書籍は奥村議員が私的に購入したもので、政務活動費の支出は不適切であるから違法・不当である。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

政務活動費制度の前身である政務調査費制度における収支報告について、最高裁判所平成21年12月17日判決（以下「判例」という。）によれば、「これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない」とされている。そして、この制度趣旨については、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるもの」であり、加えて、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」とされている。平成24年の法改正によって、政務調査費制度が政務活動費制度に変更された際には、制度の趣旨は変えることなく、充当できる経費の範囲が広げられたことを考えると、上記判例で判示された趣旨は政務活動費においても同様であると解される。よって、こうした制度趣旨を踏まえ、本件支出について監査で確認した事実を検討する。

条例第2条において政務活動費とは県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費であると規定している。つまり、議員が行う本会議や委員会での活動以外にも、県の施策等に関する調査研究、現地視察、住民や専門家の意見聴取や資料収集等、議員活動全般に適用できる経費ということである。

請求人は、調査研究費として支出された駐車場料金について、病院に付設する駐車場であることから本来の駐車場の使用目的ではないことと、奥村議員が自らの通院のために利用したという疑いが拭えないことから違法不当な支出であると主張している。

しかし、議会事務局の確認に対して、奥村議員が当該駐車場付近に居住する、メガソーラー発電計画区域内の鳥類を調査している人物を訪問した際に当該駐車場を利用したと答えていることから、当該政務活動費の支出に明らかな用途制限違反があるとは言えない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

次に、資料購入費として支出された書籍購入費について、請求人は、専門書ではないことや、議会の一般質問等で鳥類や地層について触れられていないことなどを理由に政務活動費での支出が不適切で違法不当な支出であると主張している。

しかし、政務活動費の対象経費は前述のとおりであるので、議員が政務活動に資すると判断して購入した書籍が専門書であるか否かは、政務活動費の対象経費であるかどうかを判断する理由にはならない。議員自身はその政務活動を行う上で必要であると判断した書籍の購入であれば、用途制限違反が明らかに疑われる場合を除き政務活動費を支出することに問題はない。また、政務活動費は議員の議会活動以外の経費も対象としていることから、議会の一般質問等で購入書籍について関連する内容に触れるか触れないかで政務活動費の支出の適否が判断されるものではない。

なお、奥村議員については、平成29年度6月議会において、園部、六十谷、直川地区のメガソーラー発電計画について一般質問を行っており、その質問において、当該地域における動植物や、地層等の自然環境について触れている。以上のことから購入された書籍が、メガソーラー発電計画に係る政務活動調査研究の過程で活用されたことが容易に推認でき、奥村議員が私的に書籍を購入したという主張は請求人の見解を述べるに止まっていることから、当該政務活動費の支出に用途制限違反があることが明らかであるとは言えない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

第6 監査委員の意見

収支報告書の確認事務について、監査委員は次のように考える。今回「メガソーラー計画地の鳥類調査」のためとして、病院付設の駐車場のレシートが収支報告書に添付されていたが、このような場合、上記判例がいうところの「使途制限違反が明らかにかかわれる場合」とまでは言えないにしても、政務活動との関連性を容易に推認できない場合は、添付された領収書が誤っていないか等の確認をすることが望ましいと考える。

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年7月12日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 堀 龍 雄

和歌山県監査委員 中 西 峰 雄

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

省略

2 請求年月日

令和元年5月7日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

違法不当な支出の予定に対する支出返還請求

和歌山県議会議員中拓哉（以下「中議員」という。）の平成30年1月1日の年賀はがき代として支出した62,400円は違法であるとの決定を求める。

(2) 請求の経緯

ア 請求人は、平成30年12月5日、和歌山県議会事務局において平成29年度の政務活動費に関する領収書の閲覧を行った。

イ 中議員の領収書には、年賀はがきの支出が見受けられた（甲1）。

ウ 不審に思った請求人は、予め、電話番号を知っていた大阪府議会事務局に電話をし、政務活動費での年賀はがきの購入が認められているかどうかの確認を行った。

エ すると、「政務活動費で年賀はがきを購入することはできない。」とのことであった。

オ しかし、和歌山県議会事務局は、「購入することは可能である。」との趣旨の説明に留まり、全くもって不親切、不^{ぶしつけ}躱、市民不在の回答であった。

カ そこで、中議員に直接電話し説明を求めたところ、よほど暇を持て余していたのか、直接、和歌山県議会事務局を訪れた。

キ 中議員は、「くじ付きのはがきであり、原稿は全て事務所に保管してある。」と説明したので、後日、事務所にてその見本を閲覧させていただくように申し出たところ、中議員はこれを了承した。

ク 平成30年12月19日午後3時30分頃、請求人は、中議員の事務所（和歌山市雑賀屋町東ノ丁21）を訪ねた。

ケ 中議員は、任意で「なかなかガンバル!中拓哉通信」の原稿を請求人に対し手渡した（甲2）。

コ 請求人は、中議員に対し、説明を求めたところ、中議員からは、「本件はがきは、名簿に基づき印刷業者に依頼をし、概ね、毎年12月25日頃までに投函する。そうすれば元旦に届く。正月に届いた方が、家族皆で見てもらえるから。」との趣旨の回答であった。

サ 請求人は、何度か中議員に対し、「年賀はがきでこの文面で、正月に届くように出せば単なる年賀状ではないのか。」と尋ねたが、中議員からは「県会報告である。」との趣旨の回答であった。

(3) 請求の理由（中議員の違法行為）（あいさつ状の禁止）

ア 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第147条の2では、「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。」となっている。

イ また、公職選挙法第147条の2の趣旨としては、表面的には季節の挨拶として、選挙区内外の有権者等に無差別に文書図画を配布することを防止することを目的としている。即ち、選挙区内の全ての住民に年賀状などのあいさつ状を郵送するだけの資力がある者が有利になることを防ぐためと解釈する。

ウ とすると、中議員の、年賀状による県政報告と称する年賀状は、法の趣旨に鑑みても、単なる「年賀状」であるとしか評価することができない。

エ また、本件年賀状の全体の構成、文章「新春の御慶賀自他幸甚幸甚『人心新歳月春意旧乾坤』（新しき年を迎え人の心も改まり悠久なるこの天地にも春の気配が漲る）平成30年戊戌正月」としている点からも、年賀状ではないと評価するには、一般的な社会常識を逸脱するものであり、適当ではない。

(4) 求める措置

監査委員は、管理者に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

中議員の平成29年11月7日～同月20日の間に政務活動費の年賀はがき代金として支出した62,400円を返還せよ（甲1）。

以上のとおり、法第242条第1項に基づき、監査委員に対し、本請求をする次第である。

(5) 意見陳述の機会

ア 監査請求に当たり、請求人は、追加証拠を提出予定でもあるため、意見陳述の機会を強く求める。

イ 万一、意見陳述の機会が得られない場合には、その理由と決定権者を明らかにすると共に、追加証拠を含む新証拠の提出機会を必ず設けることを求めるものである。

(6) 「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」等

ア 「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」等に則り、本件「関係職員等」と中議員の立会いを求める。

イ また、関係職員等と監査委員らの陳述には、請求人の立会いを求めると共に、その陳述に対する意見を述べる機会を強く求める。

ウ 万一、請求人の立会い及び意見を述べる機会が得られない場合には、その理由と決定権者を明らかにすると共に、追加証拠を含む新証拠の提出機会を必ず設けることを求めるものである。

(7) 添付資料

ア 甲1 政務活動費領収書等貼付用紙

イ 甲2 中議員から任意提供された年賀状原稿

第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和元年5月15日に受理を決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務活動費に関する返還請求を行っていないことが、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、令和元年6月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設け、同条第7項の規定に基づき、関係機関の職員の立会いを認めた。

請求人からは、「住民監査請求書」に記載した請求の理由に加えて、次の理由を追加する陳述があった。

年賀はがきを使用して正月に届くはがきは年賀状である。また、請求人は平成30年12月19日に中議員の事務所を訪問し、中議員に対し、はがきをいつ出すのか質問をしたところ、中議員は12月20日から同月25日までに出すと答えた。請求人は中議員に対し、なぜ、そのタイミングではがきを出すのかと質問すると、中議員は、正月に届くからだと答えたので、請求人はそれは年賀状ではないのかと確認した。すると、中議員は、家族皆で見てもらいたいからだと説明したので、請求人は再度それは年賀状ではないかと確認したが理解してもらえなかったと陳述した。その後、請求人から中議員との会話を録音した音声データを新たな証拠として提出したいとの意向が示されたので監査委員は証拠の提出を認めた。請求人は新たに提出した音声データとともに、書面も提出し、中議員との会話について追加説明を記述している。請求人は中議員に対し、なぜはがきを使用しなかったのかと質問したところ、中議員は、1日に見てもらいたいという気持ちがいっぱいであると回答したので、請求人は正月のと確認した。すると中議員は、今作って出せば、年末に届いてしまうと答えたこと等を引用し、年賀状を使用し、元旦に届くことを望んでいること、また、請求書に引用された挨拶文も記載されていることから、年賀状を使用した当該通信文書については、県政報告ではなく単なる年賀状であると陳述した。

4 議会事務局による陳述

法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局に対し、令和元年6月14日に陳述の機会を設け、同条同項の規定に基づき、請求人の立会いを認めた。

議会事務局からは、本件請求に対する意見として以下のような陳述があった。

中議員の年賀はがき購入については、議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費であり、広聴広報費として支出されている。

年賀状等時候の挨拶状の購入経費については、「政務活動費の手引」（以下「手引」という。）で政務活動費の充実に適しない経費とされているが、年賀はがきの購入が適しない経費とされているのではなく、時候の挨拶状に係る経費が適しない経費とされている。そのため、中議員から政務活動費収支報告書が提出された際、議会事務局から中議員に対して、時候の挨拶ではないかを確認しており、中議員からは時候の挨拶ではないとの回答を得ていた。また、大阪地方裁判所平成26年3月26日判決（以下「地裁判例」という。）によると、年賀はがきを用いて作成された2種類の年賀状について、年始の挨拶及び専ら議員の後援会の行事予定や他の政治家の選挙活動への応援について記載されている年賀状については、政務調査費の充ちは認められないとしたが、年始の挨拶及び議員の活動状況など市政報告に関する記載がある年賀状に対しては、政務調査費の充ちを認めており、控訴審でも原判決が支持され、上告審は不受理となり判決が確定している。

本件については、表題として「なかなかガンバル!中拓哉通信NO.30」と記載されており、県政報告の記載が大部分を占め、全体としてみた場合、政務活動との間に合理的関連性を有すると考えられるので、広聴広報費として支出することに問題は無いと考える。

また、中議員から年賀はがき購入費のうち、政務活動充当部分は全体の8割であったとの修正報告が平成30年10月30日に提出されているとの陳述がなされた。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求は、請求人の主張に理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査、監査対象機関からの事情聴取等から、次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

政務活動費は、平成24年の法改正により、議員活動の活性化を図ることを目的として、従来の「政務調査費」の対象経費の範囲などが見直され、その名称も改められて制度化されたもので、法第100条第14項から第16項までは、以下のとおり定めている。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない（法第100条第14項）。

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条第15項）。

議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする（同条第16項）。

本県においても、この法改正を受け、「和歌山県政務調査費の交付に関する条例（平成13年和歌山県条例第34号）」を「和歌山県政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）に、「和歌山県政務調査費の交付に関する規程」を「和歌山県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）に改正し、平成25年4月から新たに政務活動費として交付している。

条例及び規程は、法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、政務活動費の交付に関する必要な事項を定めている。

議員の政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費とし、このうち「広聴広報費」の内容は「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」である（条例別表第2）。

議員は、政務活動費の支出に係る領収書の写し又は支払証明書の写しを添付して毎年4月30日までに収支報告書を議長に提出しなければならない（条例第11条第1項及び第4項）。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第4条）。

知事は、議員が交付を受けた政務活動費の総額からその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる（条例第10条第4項）。

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を作成するとともに、証拠書類等を収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない（規程第6条）。

(2) 本件経費に関する運用基準

本県の政務活動費制度においては、条例及び規程のほか、全国都道府県議会議長会事務局作成の「政務活動費の運用に係る考え方」を参考に作成された手引を運用基準としている。

手引では、各経費の範囲について「対象となる経費の例示」、「充当に適しない経費の例示」、「留意事項」等を定めており、広聴広報費の対象となる経費として「広報紙、報告書、住民アンケート

ト等印刷費」、「新聞折込代、送料及び配布経費、名刺作成費、県議会切手シート購入費(会場費、機材借上費、印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)」を例示し、広聴広報費の充実に適しない経費として「慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費」を例示し、広報紙印刷費の留意事項として「政党活動、後援会活動など他の目的の活動が含まれている場合は、紙面の占有面積の割合により按分する」ことを、送料及び配布経費の留意事項として「郵送に要する切手代、封筒代、はがき代は充当可。ただし、支援者等への挨拶目的のものは充当不可。封筒に後援会名が記載されているものは不適切」と定めている。

(3) 議会事務局における本件政務活動費の確認

本件監査において、平成29年度政務活動費に関する当時の議会事務局の確認状況について聴取したところ、同事務局からは次の説明を受けた。

条例の規定に基づき交付した本件政務活動費について、4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出され、議会事務局は当該収支報告書に記載された金額と添付された領収書の突合等によりその内容を確認し、内容が明確でないものについては、各議員に再度確認していた。議長はこの収支報告書の写しを知事に送付し、知事は収支報告書を精査した上で額の確定を行っていた。

また、本件政務活動費の支出について、議会事務局は次のとおり確認していた。

本件請求書にある中議員の年賀状購入代金については、県政報告書として送付されたはがき代金として政務活動費の広聴広報費に計上したものであるが、提出された領収書に年賀と記載されていたことから、中議員に電話にて用途を確認したところ、県政報告書として使用したものであり、時候の挨拶ではないとの回答を得たので、政務活動費の充当に問題は無いと判断した。県政報告書の現物については、提出義務がないため、特に提示することは求めている。そのため、収支報告書提出時に現物を確認したかどうかについては、特に記録も残しておらず不明である。

なお、当該年賀はがき購入費については、平成30年10月30日に中議員から修正報告が提出され、政務活動費充当部分は全体の8割であったとして、政務活動充当費は62,400円から49,920円に修正されている。

第5 監査委員の判断

本件請求において、請求人は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」の理由として特に次の点を主張している。

年賀はがきを使用し、そのはがきが元旦に届くように投函され、記載内容の構成や年始の挨拶と言える文章が含まれていることから、当該はがきは県政報告ではなく、時候の挨拶としての年賀状であると判断するのが妥当である。だとすれば、当該年賀はがきの購入費用を政務活動費で支出されたことは、本件条例の趣旨・目的外支出と解すほかなく、当該支出は違法・不当である。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

本件は、年賀はがきの購入費用を、広聴広報費として政務活動費に充当することの適否を問うものといえる。

これを判断するに当たり、以下のものを参考とする。

1 参考とする判例

(1) 最高裁判所平成21年12月17日判決(以下「判例」という。)

政務活動費制度の前身である政務調査費制度における収支報告について、判例によれば、「これらの書類の様式は、概括的な記載がされることを予定しており、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等が具体的に記載されるべきものとはしていない。また、上記条例等に、会派が上記の目的や内容等を監査委員を含め執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項は見当たらない」とされている。そして、この制度趣旨については、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派(以下、併せて「議員等」という。)との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調

査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるもの」であり、加えて、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」とされている。（平成24年の法改正によって、政務調査費制度が政務活動費制度に変更された際には、制度の趣旨は変えることなく、充当できる経費の範囲が広げられたことを考えると、上記判例で判示された趣旨は政務活動費においても同様であると解される。）

(2) 地裁判例

地裁判例は、年賀はがきを用いて作成された議員の2種類の年賀状に係る費用を政務調査費で充当することについて、以下のように判示している。すなわち、年賀はがきを用いて作成された（略）議員の年賀状には2種類あり、1つには、年始の挨拶のほか、同議員の活動状況など市政報告に関連する記載があるのに対し、もう1つには、年始の挨拶のほか、専ら同議員の後援会の行事予定や他の政治家の選挙活動への応援について記載されていることが認められる。したがって、上記費用には、政務調査活動以外の後援会活動や選挙活動に係る部分も含まれているというべきであり、その全額を政務調査費から支出することは認められず、上記2種類の年賀状の各作成枚数も明らかではないから、条理に従い、上記費用のうち2分の1について本件用途基準に違反する支出であると認めるのが相当である。（なお、地裁判例の該当部分は、控訴審でも支持され、上告審が不受理となつてすでに確定している。）

2 手引における関連記載

(1) 広聴広報費として充当に適しない経費

「慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費」を例示している。（これは、単なる時候の挨拶は、議員が行う政務活動との合理的関連性が通常想定しにくいことから設けられている例示であると考えられる。また、この例示は公職選挙法第147条の2で年賀状等のあいさつ状を出してはならないとされていることを踏まえ、政務活動費に充当することが社会通念上の妥当性を欠くという観点も加味されているとも捉えることができる。）

(2) 広聴広報費として対象となる経費

「広報紙、報告書、住民アンケート等印刷費」などを挙げている。（これは、政務活動には県民の意思を把握することが含まれるところ、県民が県政に対して適切な意思決定を行うためには、議員による議会活動等の県民への広報・報告が不可欠の前提となることから、議員による広報・報告は政務活動と合理的な関連性があるということに由来すると考えられる。）

(3) 送料及び配布経費の留意事項

「郵送に要する切手代、封筒代、はがき代は充当可。ただし、支援者等への挨拶目的のものは充当不可。封筒に後援会名が記載されているものは不適切」としている。

以上を踏まえ、本件の年賀はがきの購入費用を、広聴広報費として政務活動費に充当することの適否を検討する。

本件で検討の対象となっているのは、すべて、郵便局で販売される年賀はがきである。当該年賀はがきは、表面にあらかじめ消印と「年賀」という文字が印刷されており、年末の特定の期限までに投函すれば元日に配達される、という通常の郵便物とは異なる取扱いを受けることができるものである。このような年賀はがきの用途は、社会通念上、正月の時候の挨拶状である年賀状を送るためのものと考えざるを得ない。そうだとすると、その購入が議員の政務活動と合理的関連性を持つことは一般的に想定しにくく、それゆえ、政務活動費を充当することには疑念を生ずるところである。

とはいえ、年賀はがきを用いて、議会活動等の県民への広報・報告を行うことも可能ではあり、

その場合にまで、年賀はがきの購入費用を政務活動費に充当することが一切認められないとまで解することもできない。なぜなら、既に述べたとおり、政務活動には県民の意思を把握することが含まれるのであり、議員による議会活動等の県民への広報・報告は、県民が県政に対して適切な意思決定を行うための不可欠の前提となることからすると、このような広報・報告は政務活動と合理的な関連性があるといえるからである。

前述の地裁判例が、時候の挨拶の他に市政報告が含まれ得る年賀状については政務調査費を充当できないとは判示していないのも、同様の見地に立ったものとする。

以上のような検討からすると、年賀はがきの購入費用を政務活動費に充当することが適切か否かは、購入した年賀はがきにどのような記載がなされた上で出されたかを具体的に検証して、判断されるべきである。

この点、本件で問題となっている年賀はがきは、「新春の御慶賀自他幸甚幸甚」等正月の時候の挨拶としか評価できない部分を含むものの、それ以外の内容は議会活動の報告と評価できる。また、タイトルは「なかなかガンバル!中拓哉通信No. 30」となっていることから、県政報告の一環であることが推認でき、政務活動費を充当することに適しないとは言えない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

第6 監査委員の意見

手引において、広聴広報費の充当に適しない経費として「慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入又は印刷等の経費」が示されている。議会事務局は、中議員が収支報告書を提出した際に年賀はがきの利用方法について、電話にて「県政報告書として使用したものであり、時候の挨拶ではない」と確認したものの、内容まで確認したかは定かではないとしている。年賀状が時候の挨拶であるか、県政報告であるかは記載された内容を確認しなければ判断できない。だとすれば、上記判例が、用途制限違反が明らかにかがわれる場合を除き用途制限適合性を執行機関が具体的に審査することは予定されていないと判示しているとしても、当該年賀状の記載内容を確認しなければ、政務活動費の充当の適否が判断できない以上、収支報告書の内容精査の際に当該年賀状の記載内容についても確認すべきであったと考える。